

「若年層・働き盛り層に向けた自殺予防に係る啓発業務」企画提案募集要項

1 趣旨

自殺の危険因子のうち、精神疾患は最も重要なものとされている。自殺者の9割程度は何らかの精神疾患に罹患していると考えられている一方で、亡くなる前に精神科等を受診する方は5割に満たないとするデータもあり、「死にたい」という希死念慮を抱える方が必ずしも精神科等を受診していない現状にあると推察される。

また、県民を対象として実施した「自殺対策に対する調査（令和3年度）」の結果では、「自身の『うつ病のサイン』に気付いたとき、精神科や公的機関等の相談窓口にご相談しようと思うか」との問いに「思わない」と回答する方の割合が、特に未成年・20～50代で多くなっていた。相談しようと思わない理由には何があるのだろうか。自分は病気じゃない。相談は必要な状態じゃない。まだ、大丈夫。家族や友達に相談できている。等々々だと思う。少しでもいつもの自分と違うなと思ったら相談してもいい。無理している時に広告等が表示されたことで、無理をしていた自分に気がつける。相談してもいいのだと少し緊張を緩ませることができる広告が表示されることは、心身を大切にする行動変容に繋がるかもしれない。

若年層・働き盛り層を主なターゲットとし、表示された広告等の内容がきっかけで、不調の気づき相談や受診等のなんらかの行動変容に繋がるような普及啓発を行う。

2 業務委託の対象者

業務を委託するための企画提案コンペ（以下「コンペ」という。）に応募することができる者は、次の全ての要件を満たす者であること。

- (1) 法人その他の団体又は個人事業主であって、業務を適切に遂行できる能力を有すること。
- (2) 提案する業務が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可、指定等を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可、指定等を受けていること。
- (3) 業務の実施にあたり、兵庫県との打合せ等に適切に対応することができること。
- (4) 労働関係法令を遵守し、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、当該最低賃金額から同条の規定により減額した額）以上の賃金の支払その他特定労働者の適正な労働条件を確保していること。
- (5) 次のいずれかに該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による一般競争入札の参加者の資格制限を受けている者

イ 応募図書（5（3）に掲げる書類をいう。以下同じ。）の受付期間において、県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが行われている者

エ 県が賦課徴収する全ての県税、消費税又は地方消費税を滞納している者

オ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体

カ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある者

3 業務要件

委託仕様書に沿って応募者自らが企画する業務であって、県が委託する業務として公序良俗に反するものでないこと。

4 事業費

¥3,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

5 企画提案に係る手続

(1) 募集期間

令和7年6月16日(月)～6月30日(月) 午後5時まで（正午～午後1時及び土日を除く）

(2) 募集要項の配布及び応募図書の提出

ア 配布方法

募集要項は、県ホームページからのダウンロードまたは事務局（兵庫県福祉部障害福祉課）における配布とする。事務局における配布は午前9時～午後5時まで（正午～午後1時を除く）とし、土日を除く。

イ 提出方法

応募図書は、事務局に電話等により事前連絡した上で、原則持参して提出すること。郵送による場合には、あらかじめ事務局に事前連絡した上で、令和7年6月30日(月)（最終日）午後5時必着で、書留郵便など配達記録が残る方法により提出すること。

(3) ①参加表明書及び②募集要項等に関する質問及び回答

ア 受付期間

令和7年6月16日(月)～6月18日(水) 各日午前9時から午後5時まで

イ 提出方法

電子メールにより事務局に提出すること。

※メールのタイトルは「自殺予防啓発コンペについて」と記載

ウ 質問への回答方法

質問及び回答内容は、一覧表にまとめ、令和7年6月20日(金)までに原則メールにより回答する。なお、同種の質問が想定されるもの等については、募集要項を配布した全ての者に対して回答の内容を連絡する。

(4) 提出書類

この募集要項のほか、委託仕様書等の関連資料に基づき以下の書類（以下「応募図書」という。）を作成の上、提出すること。

ア 参加表明書（様式1）※6月20日（金）までにメールにより送付

イ 応募申請書（様式2）（9部）

ウ 提案者概要（様式3）（9部）

エ 企画提案書（任意様式）（9部）

オ 経費積算見積書（様式4）（9部）

カ その他提案内容を説明する書類（提出任意）（9部）

キ 添付書類

（ア） 会社概要等提案者の概要を説明する書類（様式3 関連）（9部）

（イ） 全ての県税に滞納のない証明（提出の日において発行から3か月以内のもの）（1部）
地方税（都道府県）所管：兵庫県内県税事務所（「納税証明書（3）」）

（5）費用負担

応募図書の作成及び提出に要する経費は、応募者の負担とする。

（6）応募図書の著作権

応募図書の著作権は、応募者に帰属する。

（7）応募図書の取り扱い

応募図書は、審査のためにのみ使用し、応募者には返却しない。

6 審査

（1）審査の方法

ア 提出書類をもとに、事務局において事前審査を行い、これを通過した者のみ企画提案審査委員会において内容を審査する。

イ 企画提案審査委員会は、書面にて審査を実施する。

ウ 提案事業は、以下の項目について審査の上、業務を委託する者を選定する。

（ア） 基本事項 業務内容、実施方法の妥当性、実行可能性、費用対効果等

（イ） 企画構成 企画全体のコンセプト、企画構成力（主なターゲットである若年層・働き盛り層が関心を持てる内容か、広告期間・時間帯・方法等が適切か、多くの県民に効果的に啓発できる創意工夫を凝らした活用方策か等）

（ウ） 実施体制 業務の実施体制、ノウハウや実績、関係団体等との協力関係の見込み等

（エ） その他 その他業務を遂行するに当たっての創意工夫等

エ 必要に応じて、提案者に対し、個別に内容の確認や書類の提出依頼、ヒアリング等を行う場合がある。

（2）審査の結果の連絡

審査の結果は、事務局から応募者全員に7月14日ごろまでに文書で通知する。

7 業務の内容等

（1）県は、業務を委託する者として選定されたもの（以下「選定業務者」という。）と提案業務の実施方法等その内容について、協議し、調整を行う。この協議・調整において、県と選定業務者双方で確認の上、提案業務の内容を修正し、又は変更することがある。

（2）選定業務者は、（1）の協議・調整をした業務の内容を記載した業務計画書及び業務の実績を記載した実績報告書を県に提出すること。なお、業務の実施に当たっては、業務計画書、委託契約書及び委託仕様書に従うこと。

（3）契約形態は、原則として精算契約とし、契約条項は後日示す。

（4）契約締結は、審査結果通知後すみやかに行うものとし、契約締結後は、契約書及び仕様

書に従って事業を実施する。

- (5) 選定業務者が委託契約書に記載する条項に違反したときは、県は、当該委託契約の全部又は一部を解除し、委託料の支払を停止し、又は選定業務者に対して支払った委託料の全部又は一部の返還を求めることがある。
- (6) 本業務により制作される成果物等の著作権、所有権は、全て県に帰属するものとする。
納入される成果物に第三者が著作権、肖像権その他の権利を有する著作物が含まれる場合、受託者は、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾等に関わる一切の手続きを行う。
- (7) 選定業務者は、事業実績報告書の記載内容が確認できる書類（会計関係帳簿、労働関係帳簿、業務日誌等）を業務終了後5年間保存すること。

8 事務局

兵庫県福祉部障害福祉課 中嶋（なかしま）

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号（兵庫県庁1号館3階）

電話 078-341-7711（内線3091） F A X 078-362-3911

電子メール shougaika@pref.hyogo.lg.jp